

資料購入費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075 円 (10月分)

●新聞購読料(沖縄タイムス)

お問い合わせ番号: 0609-00709007
領収書 No: 27506371

2021年10月分 領収書

石原 ともこ様



御購読ありがとうございます。合計 **3,075 円**
(内消費税 227)

沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075
------------	---	-------

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス

販売店 東風平販売センター
(事業者番号 T)
TEL [REDACTED]
店主 中村 枝史奈

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075 円 (11月分)

●新聞購読料(沖縄タイムス)

お問い合わせ番号: 0609-00709007
領収書 No: 27652876

2021年11月分 領収書

石原 ともこ様



御購読ありがとうございます。合計 **3,075 円**
(内消費税 227)

沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075
------------	---	-------

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス

販売店 東風平販売センター
(事業者番号 T)
TEL [REDACTED]
店主 中村 枝史奈

資料購入費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075 円 (12月分)

●新聞購読料(沖縄タイムス)

お問い合わせ番号: 0609-00709007
領収書 No: 27812957
2021年12月分 領収書

石原 ともこ様

御購読 ありがとうございます。	合計		3,075 円 (内消費税 227)
沖縄タイムス本紙 ※	1		3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 東風平販売センター
(事業者番号 T)
TEL [REDACTED]
店主 中村 枝更奈

1/14

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075 円 (/ 月分)

●新聞購読料(沖縄タイムス)

お問い合わせ番号: 0609-00709007
領収書 No: 27969913
2022年1月分 領収書

石原 ともこ様

御購読 ありがとうございます。	合計		3,075 円 (内消費税 227)
沖縄タイムス本紙 ※	1		3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 東風平販売センター
(事業者番号 T)
TEL [REDACTED]
店主 中村 枝更奈

2/10

資料購入費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075円 (2月分)

●新聞購読料(沖縄タイムス)

お問い合わせ番号: 0609-00709007
領収書 No: 28131319
2022年 2月分 領収書
石原 ともこ様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円 (内消費税 227円)
沖縄タイムス本紙 ※	1 3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 東風平販売センター
(事業者番号 T)
TEL [REDACTED]
店主 中村 枝史奈

3/24

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075円 (3月分)

●新聞購読料(沖縄タイムス)

お問い合わせ番号: 0609-00709007
領収書 No: 28279055
2022年 3月分 領収書
石原 ともこ様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円 (内消費税 227円)
沖縄タイムス本紙 ※	1 3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 東風平販売センター
(事業者番号 T)
TEL [REDACTED]
店主 中村 枝史奈

4/15

資料購入費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 2,700円 (6月分)

●新聞購読料(八重山日報)

領収書

石原朝子事務所 様

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和3年6月分購読料 として 上記正に領収いたしました。

領収日 令和3年7月2日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 2,700円 (7月分)

●新聞購読料(八重山日報)

領収書

石原朝子事務所 様

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和3年7月分購読料 として 上記正に領収いたしました。

領収日 令和3年8月6日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

資料購入費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 2,700円 (8月分)

●新聞購読料(八重山日報)

領収書

石原朝子事務所 様

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和3年8月分購読料 として 上記正に領収いたしました。

領収日 令和3年9月9日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印



充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 2,700円 (9月分)

●新聞購読料(八重山日報)

領収書

石原朝子事務所 様

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和3年9月分購読料 として 上記正に領収いたしました。

領収日 令和3年10月4日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印



資料購入費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 2,700円 (10月分)

●新聞購読料(八重山日報)

領収書

石原朝子事務所 様

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和3年10月分購読料 として 上記正に領収いたしました。

領収日 令和3年11月12日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印



充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 2,700円 (// 月分)

●新聞購読料(八重山日報)

領収書

石原朝子事務所 様

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和3年11月分購読料 として 上記正に領収いたしました。

領収日 令和3年12月7日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印



資料購入費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 2,700円 (12月分)

●新聞購読料(八重山日報)

領収書

石原朝子事務所 様

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和3年12月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
領収日 令和4年1月5日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印



充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 2,700円 (/ 月分)

●新聞購読料(八重山日報)

領収書

石原朝子事務所 様

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和4年1月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
領収日 令和4年2月4日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印



資料購入費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額 : 2,700円 (2月分)

●新聞購読料(八重山日報)

領収書

石原朝子事務所

御中

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和4年2月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
領収日 令和4年3月4日



株式会社八重山日報社

代表取締役 宮良 薫

〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F

TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印



充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額 : 2,700円 (3月分)

●新聞購読料(八重山日報)

領収書

石原朝子事務所

御中

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和4年3月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
領収日 令和4年4月5日



株式会社八重山日報社

代表取締役 宮良 薫

〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F

TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印



経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	家賃(5月分~令和4年3月分)	1,004,300	全額	1,004,300
4/16	電気料金 4月分	5,119	全額	5,119
5/13	電気料金 5月分	5,126	全額	5,126
6/10	電気料金 6月分	6,734	全額	6,734
7/16	電気料金 7月分	7,530	全額	7,530
8/13	電気料金 8月分	7,870	全額	7,870
9/13	電気料金 9月分	7,988	全額	7,988
11/11	電気料金 10月分	7,886	全額	7,886
11/11	電気料金 11月分	5,513	全額	5,513
12/14	電気料金 12月分	4,949	全額	4,949
1/14	電気料金 1月分	5,424	全額	5,424
2/10	電気料金 2月分	4,339	全額	4,339
3/10	電気料金 3月分	5,022	全額	5,022
4/28	水道料金 4月分	1,174	全額	1,174
6/2	水道料金 5月分	1,174	全額	1,174
7/1	水道料金 6月分	1,174	全額	1,174
8/4	水道料金 7月分	1,174	全額	1,174
9/8	水道料金 8月分	1,174	全額	1,174
9/30	水道料金 9月分	1,174	全額	1,174
11/1	水道料金 10月分	1,174	全額	1,174
11/30	水道料金 11月分	1,174	全額	1,174
12/28	水道料金 12月分	1,174	全額	1,174
1/27	水道料金 1月分	1,174	全額	1,174
2/27	水道料金 2月分	1,174	全額	1,174
3/29	水道料金 3月分	1,174	全額	1,174
	事務所費 充当合計			1,091,888

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額:91,300円

●事務所家賃(5月分)

領収証		石原 朝子		№ 025023	
				様	
金額					¥91300
但し、kafuna F 202号室 令和3年5月分家賃として (賃貸料¥83,000-、消費税¥8,300-)					
令和 3年 4月 27日 上記正に領収いたしました					
					
		〒901-0231 豊見城市字我那覇501番地			
		TEL (098) 850-4933			
		FAX (098) 850-6084			

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額:91,300円

●事務所家賃(6月分)

領収証		石原 朝子		№ 025024	
				様	
金額					¥91300
但し、kafuna F 202号室 令和3年6月分家賃として (賃貸料¥83,000-、消費税¥8,300-)					
令和 3年 5月 27日 上記正に領収いたしました					
					
		〒901-0231 豊見城市字我那覇501番地			
		TEL (098) 850-4933			
		FAX (098) 850-6084			

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額:91,300円

●事務所家賃(7月分)

領 収 書

No. 80
令和 3年 6月28日

石原 朝子 殿

金 ¥ 9 1 , 3 0 0 -

内訳

物件名	該当年月	項目	税抜金額	消費税
Kafuna F 202	2021/07	賃貸料	83,000	8,300

上記金額を銀行振替にて正に領収いたしました。

株式会社 共和ホーム
 沖縄県豊見城市我那覇501番地1
 TEL 098-856-4933 FAX 098-850-6084

係
印

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額:91,300円

●事務所家賃(8月分)

領 収 書

No. 82
令和 3年 7月27日

石原 朝子 殿

金 ¥ 9 1 , 3 0 0 -

内訳

物件名	該当年月	項目	税抜金額	消費税
Kafuna F 202	2021/08	賃貸料	83,000	8,300

上記金額を銀行振替にて正に領収いたしました。

株式会社 共和ホーム
 沖縄県豊見城市我那覇501番地1
 TEL 098-856-4933 FAX 098-850-6084

係
印

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額:91,300円

●事務所家賃(9月分)



領 収 書

石原 朝子 殿

No. 114
令和 3年 8月27日

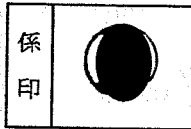
金 ¥ 91,300-

内訳

物 件 名	該 当 年 月	項 目	税 抜 金 額	消 費 税
Kafuna F 202	2021/09	賃 貸 料	83,000	8,300

上記金額を銀行振替にて正に領収いたしました。

株式会社 共和ホーム
沖縄県豊見城市我那覇501番地
TEL 098-856-4933 FAX 098-850-5634



充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額 182,600円

●事務所家賃(10月・11月分)



領 収 書

石原 朝子 殿

No. 147
令和 3年12月14日

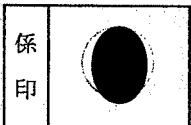
金 ¥ 182,600-

内訳

物 件 名	該 当 年 月	項 目	税 抜 金 額	消 費 税
Kafuna F 202	2021/10	賃 貸 料	83,000	8,300
Kafuna F 202	2021/11	賃 貸 料	83,000	8,300

上記金額を銀行振替にて正に領収いたしました。

株式会社 共和ホーム
沖縄県豊見城市我那覇501番地
TEL 098-856-4933 FAX 098-850-6034



充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額:91,300円

●事務所家賃(12月分)

No. 159
令和 4年 2月12日

領 収 書

石原 朝子 殿

金 ¥ 91,300-

内訳

物件名	該当年月	項目	税抜金額	消費税
Kafuna F 202	2021/12	賃貸料	83,000	8,300

但し、

上記金額を銀行振替にて正に領収いたしました。

株式会社 共和ホーム
 沖縄県豊見城市我那覇501番地1
 TEL 098-856-4933 FAX 098-850-6084

係
印

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額:91,300円

●事務所家賃(| 月分)

No. 160
令和 4年 2月12日

領 収 書

石原 朝子 殿

金 ¥ 91,300-

内訳

物件名	該当年月	項目	税抜金額	消費税
Kafuna F 202	2022/01	賃貸料	83,000	8,300

但し、

上記金額を銀行振替にて正に領収いたしました。

株式会社 共和ホーム
 沖縄県豊見城市我那覇501番地1
 TEL 098-856-4933 FAX 098-850-6084

係
印

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額:91,300円

●事務所家賃(2月分)

領 収 書

No. 161
令和 4年 2月12日

石原 朝子 殿


金 ¥ 91,300-

内訳

物件名	該当年月	項目	税抜金額	消費税
Kafuna F 202	2022/02	賃貸料	83,000	8,300

但し、
上記金額を銀行振替にて正に領収いたしました。

株式会社 共和ホーム
沖縄県豊見城市我那覇501番地1
TEL 098-856-4933 FAX 098-850-6084

係印 

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額:91,300円

●事務所家賃(3月分)

領 収 書

No. 165
令和 4年 3月 2日

石原 朝子 殿


金 ¥ 91,300-

内訳

物件名	該当年月	項目	税抜金額	消費税
Kafuna F 202	2022/03	賃貸料	83,000	8,300

但し、
上記金額を銀行振込にて正に領収いたしました。

株式会社 共和ホーム
沖縄県豊見城市我那覇501番地1
TEL 098-856-4933 FAX 098-850-6084

係印 

事務所概要申告票

議員名 石原朝子

1. 物件の所在

住所	八重瀬町字東風平 30-11 kafuna F202号
電話番号	098-998-7770

2. 所有区分

自宅兼事務所

自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

専用事務所

賃借事務所

・賃貸借契約先 [(株)共和ホーム]

・所有者 親族(続柄:) 関連会社 第三者

・議員との生計 議員と生計同一 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

石原朝子 (印)

賃借人 氏名

[Redacted Name]

(印)

住所

[Redacted Address]

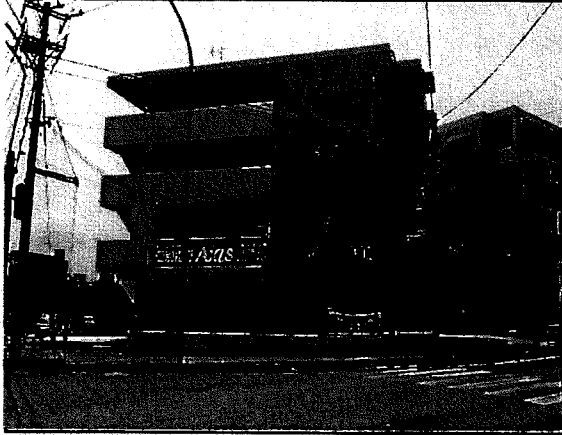
事務所費充当状況申告票

議員名 石原 朝子

1. 事務所の状況

住所	八重瀬町字東風平 30-11	kafuna F202号
----	----------------	--------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は、政務活動のみに使用する為、全額充当とする。

(関係経費)

家賃(月額)	91,300 円
その他	0 円
	0 円

(充当額)

家賃(月額)	91,300 円
その他	0 円
	0 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

石原朝子



物件名 (仮) S氏事務所兼共同住宅	部屋番号	202	号空
住所 島尻郡八重瀬町字東風平30-41	所在階/階数	2 / 4	専有面積
構造	鉄筋コンクリート造	2 / 4	56.56㎡
用途地域	第一種低層住居専用地域	築年数	令和2年12月

毎月の家賃等 (消費税は別添に定めた税率に従う)	入居月の日割家賃	入居月の日割になりませう。
家賃 (消費税)	83,000	家賃1ヶ月
共益費	0	家賃1ヶ月
駐車場 (一台無料)	0	家賃1ヶ月(税込)
合計	91,300	63,910 <small>毎年度所納り(翌年以降は出戻料の10%増上)</small>

便利な生活オプション ※月々の料金で水道水がおいしい水 浄水器リース (月々支払)	加入義務有	初期消火救命ポール
合計	346,010 円	十入居月の日割家賃

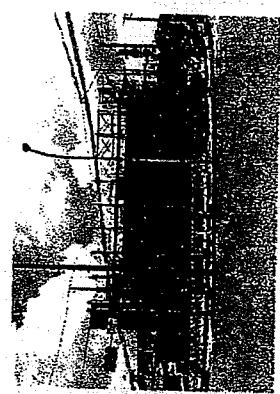
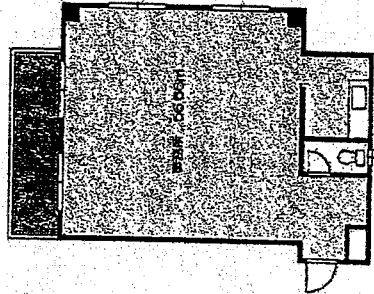
12月完成予定 ★ 飲食、ペット関連不可
 申込期限10月末(期限内の申込者の中から入居者を選定予定、期限前の締切もあります。)
 備考 駐車場1台無料
 火災保険はご自身で加入していただき、証券コピーの提出が必要です。

空室	/
空予定	

2020/8/17

設備	備
駐車スペース追加	未定
エレベーター	無し
エアコン	無し
インターネット設備	無し
BS対応	未定
水道排水	浄化槽(公共下水道へ接続時、下水料金発生)
エアコン	エアコン×2
防音設備	無し(楽器等の演奏禁止)
ペット飼育設備	無し(ペット禁止)

契約形式	定期借地借家権契約
契約期間	2年
再契約事務手数料	15,000(税別)
契約後2年未満で解約	違約金密買1ヶ月分
契約後2年以上以降で解約	違約金なし
加入義務	火災保険及び家賃保証契約
原状回復	叩き・コーティング料金・その他修繕費は敷金から差し引く
車庫証明	預り保証金 50,000円
	承諾書発行費用 5,000円(税別)



※間取図・方向は現場の状況が優先されます。

事務所費

※ホームページで他にも多数物件を確認できます

株式会社 共和ホーム

098-856-4933



定期建物賃貸借契約

事務所費

名称 Kafuna F 202号室
 賃貸人 XXXXXXXXXX
 賃借人 石原 朝子
 期間 令和 3年 2月 1日から 令和 5年 1月31日まで

このたび賃貸人 XXXXXXXXXX と賃借人 石原 朝子 は次の通り借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約を締結した。その証としてこの契約書式通を作成し、記名押印の上各自一通を所持する。

第1条 [目的貸室の表示]

賃貸人は、その所有する次の表示する貸室を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借した。

貸室の所在場所 : 〒901-0401 島尻郡八重瀬町字東風平30-11

貸室の所在場所 : Kafuna F 202号室

第2条 [賃貸借期間・契約の終了]

1. 賃貸借の期間は、令和 3年 2月 1日から 令和 5年 1月31日までとする。
2. 本契約は、契約の更新はなく、上記契約期間満了日をもって終了する。
3. 賃貸人及び賃借人は合意の上、上記期間満了日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）をすることができる。ただし、①賃借人が契約期間中、賃料の支払いを3回以上遅れたとき、②契約期間満了時に家賃滞納しているとき、③本契約に違反した場合、④老朽化に伴い当該建物の取壊しを計画した場合等、賃貸人が再契約を行うことが困難と判断した場合は、上記再契約は認められない。
4. 賃貸人は、期間満了の1年前から6か月前までの間に賃借人に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとし、通知のない場合は期間満了による賃貸借の終了を賃借人に主張することはできない。ただし、賃貸人が通知期間の経過後、賃借人に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合は、その通知の日から6か月を経過した日に賃貸借は終了する。その間は契約期間中と同一条件で賃借することができる。
5. 賃借人は再契約完了しないまま、本契約終了後も本物件を明け渡さないときは、期間満了日の翌日から明け渡し済みの日まで一日につき、賃料の日割計算分の2倍に相当する額を遅延損害金として、賃貸人に支払わなければならない。

第3条 [火災その他の災害による貸室の滅失]

本貸室が、火災その他の災害で大破又は滅失したときは、本契約は催促をしないで当然消滅する。

第4条 [賃料・共益費等]

賃料	83,000円 (8,300円)	共益費		駐車料	一台無料
----	---------------------	-----	--	-----	------

賃料を振込む際の口座： 琉球銀行 豊見城支店 普通口座 0418000 株式会社共和ホーム

1. 賃借人は、上記の記載に従った金額を毎月27日までに翌月分を賃貸人の指定する方法で支払う。なお、振込または口座振替の手数料等は賃借人の負担とする。
- また、()内は現時点の消費税を表しており、消費税については法律に定められた税率に従うものとする。
2. 期日内の支払いが無い場合、賃借人は督促事務手数料として、3,000円(税別)を別途支払うものとする。
3. 一定期間賃料等の支払いが無い場合は、家賃保証会社に債権を譲渡する。
- 1ヶ月未満の賃料は日割で計算した額とする。
- 賃貸人及びその代理人は毎月の賃料等請求書を発行しないものとする。

第5条 [敷金・礼金]

敷金	83,000円	礼金	83,000円(8,300円)	保証金	無し
----	---------	----	-----------------	-----	----

賃貸人は上記金額(()内は消費税)を賃借人から受領するものとする。但し、敷金及び保証金に利息は付けないものとする。

第6条 [使用目的]

賃借人は、貸室を 議員事務所 の目的で使用し、他の用途に使用してはならない。他の用途で使用する場合は、賃貸人の書面での許可を得なければならない。

第7条 [転貸等の禁止]

1. 賃借人は、賃借権を譲渡し、若しくは本貸室を転貸（民泊や、賃借人が居住しておらず、賃借人以外の者のみが居住しているなど、転貸と同様の結果となる全ての場合も含む）してはならない。（但し、賃貸人又は管理会社が承諾した者を除く）
2. 夫婦・親子・同居人、その他いかなる関係であっても、賃借人と別の者に名義の変更を希望する場合は、本賃貸借契約をいったん終了させ、別途新たに賃貸借契約を締結しなければならない。

第8条 [内装造作諸設備工事]

1. 本契約後、賃借人が本物件に看板を設置し、その他の掲示をなす場合、あるいは本物件内の内装造作又は付属物件の新設・撤去等、全て原状を変更するときは、予め、書面により、賃貸人の承諾を得なければならない。
2. 前項の内装造作又は付属物件の新設等における不動産取得税は賃借人の負担とする。
3. 第1項の工事については、賃貸人・賃借人協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は賃借人が全てを負担するものとする。賃借人は、これらに関し必要費・有益費その他費用の償還を賃貸人に請求しない。
4. 賃借人が貸室を明渡す際、賃貸人の承諾を得て施した建具・その他造作・模様替え等に関する賃借人の買取請求権は、これを放棄することを承知し、引渡し前に当該物件の撤収をなし、原状回復の義務を負うものとする。ただし、賃貸人が原状回復を希望しない場合はこの限りではない。
5. 賃借人が賃貸人の承諾を得ずして、前項の改修等をなした場合には、このために生じた損害の賠償責任を負う。

第9条 【敷金の返還】

賃貸人は、本契約が終了し貸室の明渡しを受けた後、本賃貸借に関する一切の債務を精算したのち敷金を返還する。

第10条 【遵守事項・禁止事項】

1. 賃借人は、賃貸人の承諾なしに貸室の構造を変更し、又はこれに対して造作加工を為してはならない。
2. 事業活動によって発生したゴミは、ゴミ置場に出してはならない。(賃借人の自己責任において適正に処理する)
3. 共用部分(廊下、階段、駐車場、ベランダ等)に物を置いたり、専有的に使用又は占拠してはならない。
4. 共用部分の美化に心がけ、タバコの吸い殻・ゴミ・ガムのポイ捨て及び唾・痰吐きをしてはならない。
5. 暴行・脅迫・器物損壊、その他の言動により他の入居者や近隣の方に迷惑をかけてはならない。
6. 貸室内、ベランダ、共用部分でのペットと動物の飼育(一時預かりや、持ち込み含む)をしてはならない。
7. ドア・壁・床等を叩くなど大きな音を出す行為または大きな振動を出す行為、過音量(重低音を含む)のテレビ、ステレオ等の騒音、人声、足音、楽器・カラオケ等の演奏による騒音を出してはならない。
8. 受忍限度を超える騒音・異臭の発生させる行為を行ってはならない。
9. 受忍限度内の生活音などに対して過剰な要望をしてはならない。また、受忍限度の判定については、賃貸人で決定する。
10. 賃借人は、指定位置以外には駐車車を行ってはならない。また、来訪者その他関係者にも指定位置以外に止めさせてはならない。
11. 銃砲・刀剣類・爆発性、発火性を有する危険な物品、有毒物の製造、持ち込み、保管をしてはならない。
12. 排水管を腐食させ、又は詰まらせる恐れのある液体、物質等を流してはならない。
13. 違法若しくは公序良俗に反する勧誘・販売活動もしくは振り込め詐欺等の特殊詐欺を行い、またその拠点としてはならない。
14. 違法薬物などの製造、販売、使用、所持など警察の介入を生じさせる不法行為をしてはならない。
15. 公序良俗に反する行為、本物件に損害を与える行為、本物件の管理に支障を及ぼす行為、近隣への迷惑となる行為、もしくははそれらの恐れのある行為をしてはならない。
16. 飲食を提供する業務をしてはならない。
17. 賃借人は、賃借権その他本物件に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
18. その他本契約又は使用規則等に反する行為をしてはならない。

第11条 【善管注意義務】

1. 賃借人は本物件を善良なる管理者としての注意をもって保全し使用するものとし、必要となった修繕費用は賃借人の負担とする。
2. 入居期間中は収納部分を含めた部屋全体の適切な除湿や換気を行い、カビの発生(結露等含む)を防止する。
3. 室内で喫煙して、ヤニ汚れや臭いが壁・天井・設備等に付着しないよう十分配慮する。
4. 壁、柱などに画びょうやネジによる穴を開けてはならない。
5. 床の傷が生じないように心がけ、特に家財道具(イス・テーブル・ベッド等)の移動や子供の遊びによる傷には十分配慮する。
6. 貸室内・外及び駐車場指定位置(オイル漏れ等)の掃除を行い、汚損が生じないように十分配慮する。
7. 壁・天井・床・建具・設備等にシール及び粘着物を貼ってはならない。
8. カギの管理は賃借人が責任を持って行い、紛失等による解錠は賃借人の負担でこれを行う。
9. 突然の雨や台風のような強風を伴う雨風等による、通気口や窓枠サッシ等からの雨水浸入を防ぐよう十分配慮する。
10. 敷地内(バルコニー等含む)にある草木の剪定、消毒、除草及び害虫防止の管理は賃借人にて行うものとする。

第12条 【費用負担】

賃借人は、入居期間中下記の費用を負担する。

1. 浴室、トイレ、流し台等、排水パイプのつまり補修(9,000円(税別)~)、修理費用、及びつまりによる階下への損害
2. ケーパの内部洗浄、ほこり目詰まりによる水漏れ修理(4,000円(税別)~)、レモン電池の液漏れ、換気扇の汚れによる故障で生じた修繕費用
3. 貸室内の各種電球の取替え、網戸張替え、畳の表替え、その他使用上生じた諸雑費
4. 電気、ガス、水道、電話料金、衛生費、その他の公共料金
5. 賃借人が、賃貸人又は管理会社の承諾を得ずに修繕業者を手配した場合の修繕費用等。
6. 当建物設備等が原因でない不具合についての出張確認費用(3,000円(税別))

第13条 【一部滅失等による賃料の減額等】

物件の一部が滅失しその他事由により使用できなくなった場合において、それが賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、「貸室設備等不具合による賃料減額基準」に応じて、その使用できなかった部分減額されるものとする。
 「貸室設備等不具合による賃料減額基準」：※賃貸人に連絡を入れた翌日を免賃日数の基準日とする。

状 況	賃料減額割合	免賃日数	状 況	賃料減額割合	免賃日数
電気が使えない	30%	3日	トイレが使用できない	20%	2日
ガスが使えない	10%	4日	風呂が使用できない	10%	4日
水が使えない	20%	3日	エアコンが作動しない	5,000円	6日
テレビ等通信設備が使えない	10%	5日			

第14条 【修繕】

1. 賃貸人は、賃借人が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。但し、賃借人の故意・過失又は善管注意義務違反により必要となった修繕に要する費用、及び第12条第5項の修繕費用は、賃借人が負担しなければならない。また、賃借人が必要な修繕をしなかった場合は、貸室明渡し時に原状回復義務を負うものとする。
2. 前項の規定に基づき賃貸人が修繕を行う場合は、営業時間内に行うものとし、あらかじめその旨を賃借人に通知しなければならない。この場合において、賃借人は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
3. 賃借人は当該修繕の実施を拒否した場合、修繕にかかる日数は全て免賃日数とする。
4. 本物件内に不具合や破損箇所が生じたときには、賃借人は、賃貸人に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届け出が遅れて賃貸人及び他の入居者に損害が生じたときには、賃借人はこれを賠償する。
5. 第1項の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障を生じ、賃借人が損害を受けても賃貸人はこれを負担しない。
6. 賃借人が損害を防止又は少なくするため、自らが応急修繕を行う場合は賃貸人に連絡の上、必要最小限度の範囲内において修繕するものとする。
7. 「風災」や「物体の飛来・衝突」によりベランダの仕切板や窓ガラス等が破損した場合は、賃借人の費用負担により、修繕を行う。

第15条 【保安点検】

賃貸人又はその代理人は貸室の保全、防火、防犯、救護、安否、状況確認等に関し、必要あるときは契約貸室内に立入り、必要な

第16条 【通知義務】

1. 賃借人は電話番号・駐車車両・入居者間での駐車位置等の変更があれば賃貸人・管理会社に通知しなければならない。
2. 法人契約の場合、入居者の入れ替えがある際には、その旨を賃貸人・管理会社に通知し、その承諾を得なければならない。

第17条 【移転料等の不請求】

賃借人は、貸室の明け渡しに際し、貸室に付加した有益費及び移転料その他の金銭上の請求はしない。

第18条 【連帯保証人】

1. 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人の一切の債務につき保証し、賃借人と連帯して履行の責を負う。
2. 連帯保証人が負担する債務の元本は、賃借人又は連帯保証人が死亡した時に確定する。
3. 賃借人は、賃料の支払いを2カ月以上怠り、または度々遅延した場合、連帯保証人に対し、本契約の解除権限、並びに本契約の終了に伴う本物件明け渡しに関する一切の権限をあらかじめ委任することとする。
4. 賃借人は、連帯保証人が死亡・制限能力者・自己破産等、無資力または、所在不明などの理由により、連帯保証人の責任を果たせない状況になった場合、または、連帯保証人として適当でない賃貸人が認めた場合は、速やかに賃貸人が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。
5. 連帯保証人は賃貸人に対し、身分証明書を提示し、賃料その他本契約に基づいて賃借人が負担する債務についての不履行の有無及びその額に関する情報提供を求めた時は、賃貸人が指定する方法で当該情報を提供する事に、賃借人は異議を述べないものとする。
6. 連帯保証人の負担する極度額は2,490,000円を限度とする。(月額賃料の30ヶ月分)
7. 賃借人(法人の場合)は連帯保証人(個人の場合)に対し、自身の財務状況について情報提供しなければならない。

第19条 【合意管轄】

本契約に関する紛争については、本物件所在地の裁判所を第一審の管轄裁判とすることに各当事者は合意した。

第20条 【駐車場及び車庫証明】

1. 駐車場内での天災、火災、接触事故、違法迷惑駐車、盗難、いたずら等による損害につき、賃貸人・代理人はその責任を負わないものとし、賃借人は備えに対し自動車保険に加入するものとする。
2. 車庫証明承諾書の発行の際は保証金として50,000円と保管場所使用承諾証明書発行費用5,000円(税別)が発生するものとする。
3. 賃借人は、退去後一ヶ月以内に車庫証明を抹消するものとする。賃貸人は、抹消確認後50,000円を返還する。
4. 駐車場の指定位置以外に駐車し、他の入居者の迷惑となった場合は、警察へ通報されても異議を申し立てない。
5. 駐車場の指定位置枠内中央真直ぐに駐車し、周りに迷惑をかけるはならない。
6. 2台駐車可能枠を使用する際は、別途契約を結ばなければならない。(但し、1台使用で管理会社が承諾した場合は除く)
7. 2台駐車可能枠で2台目駐車契約をしていない場合、他入居者から2台目駐車契約の要望がある際には駐車位置の移動に速やかに応じなければならない。
8. 駐車場指定位置は、初回契約時の車両の大きさ、高さ等を前提としており、契約後の車両変更に伴う問題については、当社は責任を負わないものとする。

第21条 【賃借人からの解約】

1. 賃借人は、賃貸人又は管理会社に対して三ヶ月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。但し賃借人は予告に代え、三ヶ月分の賃料相当額を賃貸人に支払って即時に解約することができる。
2. 解約申し入れ後の解約取消は、基本出来ないものとする。但し、賃料三ヶ月分の解約取消料を賃貸人に支払うことで、解約申し入れを取消す事ができる。

第22条 【損害保険の加入】

1. 賃借人は火災、漏水、爆発等、賃借人賠償又は個人賠償の責を負う事故が発生させた場合、及び第14条の修繕に伴い損害が発生した場合に備え、借家人賠償責任約款付保険に加入し、賃貸人に損害額の請求をすることができない。
2. 賃借人及びその関係者の故意又は過失により賃貸人に損害を与えた場合は、賃借人は損害の賠償責任を負うこととする。

第23条 【契約解除】

- 賃借人が、次の一つに該当したときは、賃貸人は催促をしないで、直ちに本契約を解除することができ、賃借人の所有物が契約解除の日から二日以上放置される場合は、賃貸人がこれを自由に処分しても異議の申し立てをしない。
1. ニヶ月以上賃料の支払いを怠ったとき。
 2. 賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
 3. 第6条、第7条、第10条、第11条、第18条の規定に違反したとき。
 4. 賃借人が次の各号のいずれかに該当したとき。
 - (1) 暴力団員又は、反社会的構成員と判明したとき。
 - (2) 本物件、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等に関する看板、写真、絵画、ちょうちん、家紋、その他これに類似する物件を掲示、若しくは搬入したとき。
 - (3) 暴力団員以外の者が賃借人である場合でも本物件内に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
 - (4) 賃借人又はその関係者が本物件、共用部分、その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、等に迷惑、不安感、不快感を与えたとき。
 5. 長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないとき。
 6. その他本契約に違反したとき。

第24条 【明渡し時の原状回復義務等】

1. 賃借人は、本契約が終了する日までに明渡し日を事前に賃貸人又は代理人に通知して、本物件を明渡ししなければならない。
2. 本契約における明渡しとは、次に掲げる全ての事項を完了したときをいう。
 - (1) 賃借人の退去及びカギ全部の返却
 - (2) 賃借人が本物件内に搬入した全ての物品等の搬出及び本物件内外のゴミ、汚物等の撤去、処理
 - (3) 賃借人により設置した造作物の撤去、改造、改築の原状回復
3. 本物件及び敷地内に残置物が有る場合は、賃貸人は賃借人の費用負担において処分できるものとし、賃借人はこれに異議を申し立てない。

賃借人は、原状回復費として専門業者のハウスクリーニング、畳の表管(畳が有る場合)、照明電球切れによる電球交換及び修繕費(善管注意義務違反及び賃借人の故意・過失等で生じた修繕費)を支払うものとする。

原状回復工事は賃貸人の指定した者が実施する。

賃借人は本物件の明渡しに際し、移転料、立退料その他の名称の如何にかかわらず、金銭上の請求をすることはできない。

事務所費

第25条 【再契約】

1. 賃貸人は、再契約の意向があるときは、第2条第4項に規定する通知の書面に、その旨を付記する。
2. 賃借人は、前項の再契約の意向通知がある場合、再契約を希望するときは、契約期間満了日2カ月前までに賃貸人に対して、再契約の締結を申し込まなければならない。
3. 賃借人は、契約期間満了日までに再契約の締結を完了しなければならない。
4. 賃借人は、再契約の締結時に連帯保証人(本契約に準ずる)及び保証協会を付さなければならない。
5. 賃借人は、再契約の締結時に、管理会社に再契約事務手数料 15,000 円(税別)を支払わなければならない。
6. 再契約後、本契約における原状回復の債務を再契約に引き継ぐものとする。
7. 本契約において賃借人から賃貸人に預け入れられた敷金又はハウスクリーニング料金は、再契約に引き継ぐものとする。

【特約条項】

1. 駐輪場の有無に関わらず、バイク等の駐輪スペースの保証はないものとする。また防犯登録(法律上の義務)のない自転車、管理会社へ届け出の無いバイク等の駐輪は撤去対象とし一切を禁止する。撤去費用(人件費含む)は賃借人が負担するものとする。
2. 当物件敷地内に駐輪するバイクは車両ナンバー、自転車は防犯登録番号を管理会社へ必ず届け出ること。
3. 管理会社へ車両ナンバー、防犯登録番号の届け出後も、賃貸人から指摘及び注意を受けた場合はその内容に従うものとする。
4. 賃借人は、原状回復費として専門業者のハウスクリーニング、量の表替、照明電球切れによる電球交換及び修繕費(善管注意義務違反及び賃借人の故意・過失で生じた修繕)を残存価値に関わらず、下記の金額に従い支払うものとする。

ハウスクリーニング料金	73,000円(税別)	畳表替料金	1枚-円(税別)		
電球交換(蛍光管)	1,000円(税別) / 個	電球交換(LED型)	2,000円(税別) / 個	電球交換(LED)	1,500円(税別) / 個
クロス貼替費用	1,500円(税別) / m ²	人工賃12,000円(税別) / 日	床の修繕費用	1,000円(税別) / m ²	人工賃12,000円(税別) / 日

5. 賃借人が、契約期間開始日より2年以内に解約する場合は、違約金として家賃の1ヶ月分を支払うものとする。
6. 賃借人は入居期間中、入居者総合保険に加入するものとし、加入しない場合は、再契約は出来ないものとする。
7. 賃借人は入居期間中、家賃保証契約を締結するものとし、締結しない場合は、再契約は出来ないものとする。
8. 賃借人は、営業する際に必要となる許認可等の手続きを行う場合は、その必要となる費用及び公課課税等を負担する。法律・行政などの許認可が下りず想定していた業務を行うことが困難となった場合に生じる一切の責任は、賃借人及びその代理人はこれを負わないものとする。

以上の契約内容(特約条項含む)の説明を受け、了承いたしました。

(石原 朝子 様)

石原朝子

令和3年1月25日

賃貸人 住所

氏名

賃借人

住所

(石原 朝子 様)

氏名

八重瀬町冬伊賀月265番地7

石原朝子

連帯保証人

住所

() 様

極度額: 2,490,000円

賃借人から財務状況の提供を受けた。

氏名

連帯保証人

住所

極度額: 2,490,000円

賃借人から財務状況の提供を受けた。

氏名

実印

宅地建物取引業者

住所

電話

商号

代表者

宅建取引士

免許番号 沖縄県知事(5)第3149号

沖縄県豊見城市我那覇501番地1

098-911-1966

株式会社 共和ホーム

代表取締役 上原 直人

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

電気料金

充当金額 : 5,119 円

●(4 月分)

電気料金払込受領証

石原 朝子 様
 電気番号 22100- 97-1-4
 ご契約種別 従量電灯
 令和 3年 4月分

領収金額	5,119 円
料金	4,535 円
再エネ賦課金	584 円

[再掲]
 消費税等相当額 485 円
 燃料費調整額 -558.65 円

ご使用量 196 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	5月10日	日 附 印
金融機関取扱期限日	5月20日	21.4.16
コンビニ等取扱期限日	5月30日	484305

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

充当金額 : 5,126 円

●(5 月分)

電気料金払込受領証

石原 朝子 様
 電気番号 22100- 97-1-4
 ご契約種別 従量電灯
 令和 3年 5月分

領収金額	5,126 円
料金	4,485 円
再エネ賦課金	641 円

[再掲]
 消費税等相当額 488 円
 燃料費調整額 -464.14 円

ご使用量 191 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	6月10日	日 附 印
金融機関取扱期限日	6月18日	21.5.13
コンビニ等取扱期限日	6月30日	484305

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

電気料金

充当金額 : 6,734 円

●(6 月分)

電気料金払込受領証

石原 朝子 様
 電気番号 22100- 97-1-4
 ご契約種別 従量電灯
 令和 3年 6月分

領収金額	6,734 円
料金	5,925 円
再エネ賦課金	809 円

[再掲]
 消費税等相当額 612 円
 燃料費調整額 -448.29 円

ご使用量 241 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	7月9日	日 附 印
金融機関取扱期限日	7月19日	21.6.10
コンビニ等取扱期限日	7月29日	484305

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

充当金額 : 7,530 円

●(7 月分)

電気料金払込受領証

石原 朝子 様
 電気番号 22100- 97-1-4
 ご契約種別 従量電灯
 令和 3年 7月分

領収金額	7,530 円
料金	6,650 円
再エネ賦課金	880 円

[再掲]
 消費税等相当額 684 円
 燃料費調整額 -322.27 円

ご使用量 262 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	8月10日	日 附 印
金融機関取扱期限日	8月20日	21.7.16
コンビニ等取扱期限日	8月30日	484305

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

電気料金

充当金額 : 7,870 円

●(8 月分)

電気料金払込受領証

石原 朝子 様

電気番号 22100- 97-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 3年 8月分

領収金額	7,870 円
料金	6,967 円
再エネ賦課金	903 円

[再掲]
消費税等相当額 715 円
燃料費調整額 -204.42 円

ご使用量 269 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	9月9日	日附印
金融機関取扱期限日	9月17日	21,220.00
コンビニ等取扱期限日	9月27日	21,813

ローソン 南郷豊林高校前店

充当金額 : 7,988 円

●(9 月分)

電気料金払込受領証

石原 朝子 様

電気番号 22100- 97-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 3年 9月分

領収金額	7,988 円
料金	7,085 円
再エネ賦課金	903 円

[再掲]
消費税等相当額 726 円
燃料費調整額 -88.04 円

ご使用量 269 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	10月11日	日附印
金融機関取扱期限日	10月20日	21,913
コンビニ等取扱期限日	10月31日	45,305

ローソン 南郷豊林高校前店

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

電気料金

充当金額 : 7,886 円

●(10 月分)

電気料金払込受領証

石原 朝子 様

電気番号 22100- 97-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 3年10月分

領収金額	7,886 円
料金	7,006 円
再エネ賦課金	880 円

[再掲]
消費税等相当額 716 円
燃料費調整額 34.02 円

ご使用量 262 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	11月8日	日附印
金融機関取扱期限日	11月18日	26,978.8
コンビニ等取扱期限日	11月28日	21,111

ローソン 南郷豊林高校前店

充当金額 : 5,513 円

●(11 月分)

電気料金払込受領証

石原 朝子 様

電気番号 22100- 97-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 3年11月分

領収金額	5,513 円
料金	4,895 円
再エネ賦課金	618 円

[再掲]
消費税等相当額 501 円
燃料費調整額 145.35 円

ご使用量 184 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	12月9日	日附印
金融機関取扱期限日	12月17日	26,978.8
コンビニ等取扱期限日	12月29日	21,111

ローソン 南郷高平店

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

電気料金

充当金額 : 4,949 円

●(12 月分)

充当金額 : 5,424 円

●(/ 月分)

電気料金払込受領証

石原 朝子 様

電気番号 22100- 97-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 3年12月分


領収金額 4,949 円

料金 4,398 円
再エネ賦課金 551 円

[再掲]
消費税等相当額 449 円
燃料費調整額 218.08 円

ご使用量 164 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	1月11日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	1月21日	
コンビニ等 取扱期限日	1月31日	
沖縄電力株式会社 那覇支店		

電気料金払込受領証

石原 朝子 様

電気番号 22100- 97-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 4年 1月分

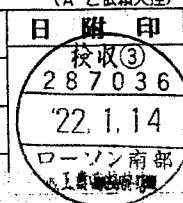
領収金額 5,424 円

料金 4,836 円
再エネ賦課金 588 円

[再掲]
消費税等相当額 493 円
燃料費調整額 342.97 円

ご使用量 175 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	2月14日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	2月24日	
コンビニ等 取扱期限日	3月 6日	
沖縄電力株式会社 那覇支店		

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

電気料金

充当金額 : 4,339 円

●(2 月分)

充当金額 : 5,022 円

●(3 月分)

電気料金払込受領証

石原 朝子 様

電気番号 22100- 97-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 4年 2月分

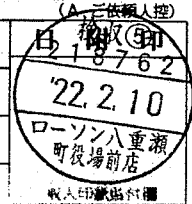
領収金額 4,339 円

料金 3,872 円
再エネ賦課金 467 円

[再掲]
消費税等相当額 394 円
燃料費調整額 404.43 円

ご使用量 139 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	3月11日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	3月18日	
コンビニ等 取扱期限日	3月31日	
沖縄電力株式会社 那覇支店		

電気料金払込受領証

石原 朝子 様

電気番号 22100- 97-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 4年 3月分

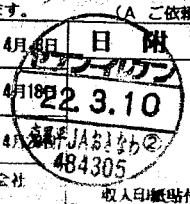
領収金額 5,022 円

料金 4,502 円
再エネ賦課金 520 円

[再掲]
消費税等相当額 456 円
燃料費調整額 578.10 円

ご使用量 155 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	4月4日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	4月18日	
コンビニ等 取扱期限日	4月31日	
沖縄電力株式会社 那覇支店		

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

水道料金

充当金額 : 1,174円
●(4 月分)

充当金額 : 1,174円
●(5 月分)

水道料金等納付通知書兼領収証

石原 朝子 様

給水場所
字東風平30番地の11
kafuna F 202号(店舗2)

水道番号	201-0379-52	令和 3年 4月分
使用水量	1 ㎡	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
	円	円
	円	円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限
令和 3年 5月17日

上記の金額を領収しました。
R03.03.08 ~ R03.04.09

南部水道企業団
企 業 長 金城 政光

領収日付印
21.4.28

●この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
●金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
お問い合わせの番号は裏面に記載しております。

取入印紙不要(お客様控)

水道料金等納付通知書兼領収証

石原 朝子 様

給水場所
字東風平30番地の11
kafuna F 202号(店舗2)

水道番号	201-0379-52	令和 3年 5月分
使用水量	1 ㎡	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
	円	円
	円	円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限
令和 3年 6月15日

上記の金額を領収しました。
R03.04.09 ~ R03.05.07

南部水道企業団
企 業 長 金城 政光

領収日付印
21.6.02

●この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
●金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
お問い合わせの番号は裏面に記載しております。

取入印紙不要(お客様控)

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

水道料金

充当金額 : 1,174 円
●(6 月分)

充当金額 : 1,174 円
●(7 月分)

水道料金等納付通知書兼領収証

石原 朝子 様

給水場所
字東風平30番地の11
kafuna F 202号(店舗2)

水道番号	201-0379-52	令和 3年 6月分
使用水量	1 m ³	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道使用料	***** 円	***** 円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限
令和 3年 7月15日

上記の金額を領収しました。
R03.05.07 ~ R03.06.08

南部水道企業団 企業長 金城 政光

取納代行 DSK電算システム

領収日付印
21.7.01

●この領収証は、後日の紛争をさけるために5カ年間保存してください。
●金額を訂正したものの領収日付印の捺印のないものは無効です。
お問い合わせの番号は裏面に記載しております。

収入印紙不要(お客様控)

水道料金等納付通知書兼領収証

石原 朝子 様

給水場所
字東風平30番地の11
kafuna F 202号(店舗2)

水道番号	201-0379-52	令和 3年 7月分
使用水量	1 m ³	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道使用料	***** 円	***** 円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限
令和 3年 8月16日

上記の金額を領収しました。
R03.06.08 ~ R03.07.07

南部水道企業団 企業長 金城 政光

取納代行 DSK電算システム

領収日付印
21.8.04

●この領収証は、後日の紛争をさけるために5カ年間保存してください。
●金額を訂正したものの領収日付印の捺印のないものは無効です。
お問い合わせの番号は裏面に記載しております。

収入印紙不要(お客様控)

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

水道料金

充当金額 : 1,174 円

●(8 月分)

充当金額 : 1,174 円

●(9 月分)

水道料金等納付通知書兼領収証

石原 朝子 様

給水場所
字東風平30番地の11
kafuna F 202号(店舗2)

水道番号	201-0379-52	令和 3年 8月分
使用水量	1 m ³	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
	円	円
	円	円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限
令和 3年 9月15日

上記の金額を領収しました。
R03.07.07 ~ R03.08.10

南部水道企業団
企業長 金城 政光

取納代行 DSK電算システム

領収日付印
21.9.08
東風平JAおきなわ
484305

●この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
●金額を訂正したもの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
お問い合わせの番号は裏面に記載しております。

取入印紙不要(お客様控)

水道料金等納付通知書兼領収証

石原 朝子 様

給水場所
字東風平30番地の11
kafuna F 202号(店舗2)

水道番号	201-0379-52	令和 3年 9月分
使用水量	0 m ³	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
	円	円
	円	円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限
令和 3年10月15日

上記の金額を領収しました。
R03.08.10 ~ R03.09.08

南部水道企業団
企業長 金城 政光

取納代行 DSK電算システム

領収日付印
21.9.30
ローソン南部
工業高校前店

●この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
●金額を訂正したもの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
お問い合わせの番号は裏面に記載しております。

取入印紙不要(お客様控)

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

水道料金

充当金額 : 1,174 円

●(10 月分)

充当金額 : 1,174 円

●(11 月分)

水道料金等納付通知書兼領収証

石原 朝子 様

給水場所
字東風平30番地の11
kafuna F 202号(店舗2)

水道番号	201-0379-52	令和 3年10月分
使用水量	1 ㎡	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道使用料	***** 円	***** 円
	円	円
	円	円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限
令和 3年11月15日

上記の金額を領収しました。
R03.09.08 ~ R03.10.09

南部水道企業団 企業長 金城 政光 南部水道企業団企業長印

収納代行 DSK電算システム

●この領収証は、後日の紛争をさけるために5ヵ年
間保存してください。

●金額を訂正したものの
収日付印の捺印のない
ものは無効です。

お問い合わせの番号は裏面
に記載しております。

領収日付印
21.11.01
東風平JA644b
484305

収入印紙不要(お客様控)

水道料金等納付通知書兼領収証

石原 朝子 様

給水場所
字東風平30番地の11
kafuna F 202号(店舗2)

水道番号	201-0379-52	令和 3年11月分
使用水量	1 ㎡	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道使用料	***** 円	***** 円
	円	円
	円	円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限
令和 3年12月15日

上記の金額を領収しました。
R03.10.09 ~ R03.11.09

南部水道企業団 企業長 金城 政光 南部水道企業団企業長印

収納代行 DSK電算システム

●この領収証は、後日の紛争をさけるために5ヵ年
間保存してください。

●金額を訂正したものの
収日付印の捺印のない
ものは無効です。

お問い合わせの番号は裏面
に記載しております。

領収日付印
21.11.30
東風平JA644b
484305

収入印紙不要(お客様控)

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

水道料金

充当金額 : 1,174 円
●(12 月分)

充当金額 : 1,174 円
●(/ 月分)

水道料金等納付通知書兼領収証

石原 朝子 様

給水場所
字東風平30番地の11
kafuna F 202号(店舗2)

水道番号	201-0379-52	令和 3年12月分
使用水量	0 m ³	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限
令和 4年 1月17日

上記の金額を領収しました。
R03. 11. 09 ~ R03. 12. 08

南部水道企業団 企業長 金城 政光 領収印

収納代行 DSK電算システム

●この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
●金額を訂正したもの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
お問い合わせの番号は裏面に記載しております。

領収日付印
134640
21.12.06
ローソン 経済与産店

収入印紙不要(お客様控)

水道料金等納付通知書兼領収証

石原 朝子 様

給水場所
字東風平30番地の11
kafuna F 202号(店舗2)

水道番号	201-0379-52	令和 4年 1月分
使用水量	2 m ³	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限
令和 4年 2月15日

上記の金額を領収しました。
R03. 12. 08 ~ R04. 01. 07

南部水道企業団 企業長 金城 政光 領収印

収納代行 DSK電算システム

●この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
●金額を訂正したもの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
お問い合わせの番号は裏面に記載しております。

領収日付印
287036
22.1.27
ローソン 南郷 工業高校前店

収入印紙不要(お客様控)

・裏面に支払済証明書添付

支払済証明書

事務所費

水道番号 201-0379-52

住所 八重瀬町字東風平30番地の11

方書 kafuna F 202号(店舗2)

氏名 石原 朝子

支払金額 1,174 円

内 訳

月 別	水 量	金 額	納付年月日
令和 3年12月	0	1,174	令和 3年12月28日

上記の通り、上水道料金として支払済であることを証明する。

令和 4年 3月 10日

南部水道企業団

経営課長 酒本 隆志



充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

水道料金

充当金額 : 1,174 円
●(2 月分)

充当金額 : 1,174 円
●(3 月分)

水道料金等納付通知書兼領収証

石原 朝子 様

給水場所
字東風平30番地の11
kafuna F 202号(店舗2)

水道番号	201-0379-52 令和 4年 2月分	
使用水量	0 ㎡	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限
令和 4年 3月 15日

上記の金額を領収しました。
R04.01.07 ~ R04.02.07

南部水道企業団 企業長 金城 政光 南部水道企業団 企業長印

取納代行 DSK電算システム

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
- 金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。

お問い合わせの番号は裏面に記載しております。

領収日付印

22.2.27

東風平JAおきわ 484305

収入印紙不要(お客様控)

水道料金等納付通知書兼領収証

石原 朝子 様

給水場所
字東風平30番地の11
kafuna F 202号(店舗2)

水道番号	201-0379-52 令和 4年 3月分	
使用水量	1 ㎡	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限
令和 4年 4月 15日

上記の金額を領収しました。
R04.02.07 ~ R04.03.08

南部水道企業団 企業長 金城 政光 南部水道企業団 企業長印

取納代行 DSK電算システム

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
- 金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。

お問い合わせの番号は裏面に記載しております。

領収日付印

22.3.29

東風平JAおきわ 484305

収入印紙不要(お客様控)

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/16	固定電話料 4月分	17,173	その他	12,543
6/10	固定電話料 6月分	4,441	全額	4,441
8/10	固定電話料 8月分	9,274	全額	9,274
10/13	固定電話料 10月分	8,887	全額	8,887
12/14	固定電話料 12月分	11,852	全額	11,852
2/10	固定電話料 2月分	9,246	全額	9,246
3/10	固定電話料 3月分	5,418	全額	5,418
6/23	コピー機リース代 4月分/5月分	15,400	全額	15,400
毎月私	コピー機リース代 6月分~3月分	77,000	全額	77,000
6/23	コピー機カウンター料(5月分)	4,804	全額	4,804
7/26	コピー機カウンター料(6月分)	165	全額	165
8/23	コピー機カウンター料(7月分)	3,243	全額	3,243
9/24	コピー機カウンター料(8月分)	854	全額	854
10/25	コピー機カウンター料(9月分)	597	全額	597
11/24	コピー機カウンター料(10月分)	683	全額	683
12/23	コピー機カウンター料(11月分)	1,749	全額	1,749
1/24	コピー機カウンター料(12月分)	4,596	全額	4,596
2/24	コピー機カウンター料(1月分)	848	全額	848
3/23	コピー機カウンター料(2月分)	1,940	全額	1,940
4/12	コピー機カウンター料(3月分)	2,250	全額	2,250
4/22	事務用品代(宛名ラベル・テープのり)	4,910	全額	4,910
4/23	事務用品代(タックインデックス・ふせんハーフ)	4,851	全額	4,851
5/20	コピー機トナーカートリッジ2色分 ブラック/マゼンタ	53,900	全額	53,900
5/28	コピー機トナーカートリッジ2色分 シアン/イエロー	55,880	全額	55,880
5/31	事務用品代(リングファイル)	4,060	全額	4,060
6/2	事務用品代(冊子用大型パンチ、ファイル)	17,200	全額	17,200
6/16	事務用品代(スクラップブック、クラフトノート)	4,500	全額	4,500
7/6	事務用品代(切手代) 労働基準局へ申告書提出	120	全額	120
8/13	事務用品代(インクジェットインデックス)	3,630	全額	3,630
9/8	事務用品代(フラットファイル)	700	全額	700
	事務費 充当合計			325,541

事務費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

固定電話料金

充当金額 : 12,543円 (17,173 - 4,630 = 12,543) 充当金額 : 4,441円

●(4 月分) 政務外が含まれるため

●(6 月分)

電話料金等領収証 (Receipt) (機器故障/紛失等の賠償金)

ご請求番号
3019291806706

お客さま氏名
石原 朝子事務所
様

金額
2021年 4月分
¥17,173
うち、消費税相当額
1,140円

西日本電信電話株式会社
沖縄支店
お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄
領収日付印
21.4.16
434305

(お客さま)

電話料金等領収証 (Receipt)

ご請求番号
5069692210936

お客さま氏名
石原 朝子事務所
様

金額
2021年 6月分
¥4,441
うち、消費税相当額
403円

西日本電信電話株式会社
沖縄支店
お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄
領収日付印
21.6.10
434305

(お客さま)

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

固定電話料金

充当金額 : 9,274円

●(8 月分)

充当金額 : 8,887円

●(10 月分)

通常払込料金加入者負担
電話料金等払込受領証兼収入金額収控

請求額 ¥9,274

ご請求番号 8019992615174

西日本電信電話株式会社
00140-7-900500

2021年 8月分 支払期日 8月20日

お客さま氏名
石原 朝子事務所 様

収納連絡先 (金融機関専用)
0120-017669

領収日付印
03-08-10
具志頭
郵便局
(70012)
N94180010

(金融機関等保管)

電話料金等領収証 (Receipt)

ご請求番号
5079091200430

お客さま氏名
石原 朝子事務所
様

金額
2021年 10月分
¥8,887
うち、消費税相当額
807円

西日本電信電話株式会社
沖縄支店
お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄
領収日付印
21.10.13
434305

(お客さま)

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

固定電話料金

充当金額 : 11,852 円

●(12 月分)

電話料金等領収証 (Receipt)

ご請求番号
8029391604666
お客さま氏名
石原 朝子事務所 様

金額
2021年 12月分
¥11,852
うち、消費税相当額
1,076円
西日本電信電話株式会社
沖縄支店
お客さまからの
料金お問合せ先(無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄
領収日付印
287036
21.12.14
ローン/南都
工業高校前店
(お客さま)

充当金額 : 9,246 円

●(2 月分)

電話料金等領収証 (Receipt)

ご請求番号
1089291605386
お客さま氏名
石原 朝子事務所 様

金額
2022年 2月分
¥9,246
うち、消費税相当額
840円
西日本電信電話株式会社
沖縄支店
お客さまからの
料金お問合せ先(無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄
領収日付印
218762
2.2.10
ソシ八重瀬
役場前店
(お客さま)

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

固定電話料金

充当金額 : 5,418 円

●(3 月分)

電話料金等領収証 (Receipt)

ご請求番号
3019191807597
お客さま氏名
石原 朝子事務所 様

金額
2022年 3月分
¥5,418
うち、消費税相当額
492円
西日本電信電話株式会社
沖縄支店
お客さまからの
料金お問合せ先(無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄
領収日付印
22.3.10
JAおきま
484305
(お客さま)

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 15,400円(4・5月分) ★3月分が含まれているので23,100-7,700円=15,400円

●コピー機リース代

領 収 書

BA 103089

会員番号

令和3年 6月 23日

石原 朝子 様

(御契約者 様分)

但し 令和3年4月27日~
令和3年5月27日口座振替分
明細は別紙のとおり

収入印紙

金額 ¥23100

手形・小切手 通

上記金額正に領収致しました

上 記 内 訳	クレジット返済金								
	貸付元本								
	貸付利息								
	リース料					23100			
	遅延損害金								
	回収費用								

小切手(手形)番号
振出日 年 月 日 振出人
支払銀行店名(小切手のみ)
支払期日(手形のみ) 年 月 日~ 年 月 日

貸金業者登録番号 近畿財務局長(4)第00810号

株式会社 アプラス

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
取扱店

元本残高 _____

未払利息 _____

金額訂正のもの及び担当者印なきものは無効とします。

オペレーションセンター
06-6368-7254

担当者印



充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 7,700円(6月分)

●コピー機リース代

領 収 書

BA 103233

会員番号

令和3年 7月 8日

石原 朝子 様

(御契約者 様分)

但し 令和3年6月28日口座振替分

収入印紙

金額 ¥7700

手形・小切手 通

上記金額正に領収致しました

上 記 内 訳	クレジット返済金								
	貸付元本								
	貸付利息								
	リース料					7700			
	遅延損害金								
	回収費用								

小切手(手形)番号
振出日 年 月 日 振出人
支払銀行店名(小切手のみ)
支払期日(手形のみ) 年 月 日~ 年 月 日

貸金業者登録番号 近畿財務局長(4)第00810号

株式会社 アプラス

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
取扱店

元本残高 _____

未払利息 _____

金額訂正のもの及び担当者印なきものは無効とします。

オペレーションセンター
06-6368-7254

担当者印



事 務 費

領収書固有番号 BA103089

令和3年6月23日

会員番号 XXXXXXXXXX

	入金日				入金額	充当内訳			入金手段
						リース料	回収費用	諸費用	
1	令和	3年	4月	27日	¥15,400-	¥15,400-			口座振替
2	令和	3年	5月	27日	¥7,700-	¥7,700-			口座振替
3		年	月	日	以下余白				
4		年	月	日					
5		年	月	日					
6		年	月	日					
7		年	月	日					
8		年	月	日					
9		年	月	日					
10		年	月	日					
11		年	月	日					
12		年	月	日					
13		年	月	日					
14		年	月	日					
15		年	月	日					
16		年	月	日					
17		年	月	日					
18		年	月	日					
19		年	月	日					
20		年	月	日					
21		年	月	日					
22		年	月	日					
23		年	月	日					
24		年	月	日					
25		年	月	日					
26		年	月	日					
27		年	月	日					
28		年	月	日					
29		年	月	日					
30		年	月	日					
31		年	月	日					
32		年	月	日					
33		年	月	日					
34		年	月	日					
35		年	月	日					
36		年	月	日					
37		年	月	日					
38		年	月	日					
39		年	月	日					
40		年	月	日					

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 7,700円 (7月分)

●コピー機リース代

領 収 書

BA 103611

会員番号

令和3年8月12日

石原 朝子 様

(御契約者 様分)

但し 令和3年7月27日口座振替分

収入印紙

金額 ¥7700

手形・小切手 通

上記金額正に領収致しました

上 記 内 訳	クレジット返済金						
	貸付元本						
	貸付利息						
	リース料				7700		
	遅延損害金						
	回収費用						

小切手(手形)番号

振出日 年 月 日 振出人

支払銀行店名(小切手のみ)

支払期日(手形のみのみ) 年 月 日 ~ 年 月 日

貸金業者登録番号 近畿財務局長(4)第00810号

株式会社 アプラス

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号

取扱店

元本残高

未払利息

金額訂正のもの及び担当者印なきものは無効とします。

オペレーションセンター
06-6368-7254

担当者印



充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 7,700円 (8月分)

●コピー機リース代

領 収 書

BA 103737

会員番号

令和3年9月9日

石原 朝子 様

(御契約者 様分)

但し 令和3年8月27日口座振替分

収入印紙

金額 ¥7700

手形・小切手 通

上記金額正に領収致しました

上 記 内 訳	クレジット返済金						
	貸付元本						
	貸付利息						
	リース料				7700		
	遅延損害金						
	回収費用						

小切手(手形)番号

振出日 年 月 日 振出人

支払銀行店名(小切手のみ)

支払期日(手形のみのみ) 年 月 日 ~ 年 月 日

貸金業者登録番号 近畿財務局長(4)第00810号

株式会社 アプラス

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号

取扱店

元本残高

未払利息

金額訂正のもの及び担当者印なきものは無効とします。

オペレーションセンター
06-6368-7254

担当者印



充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 7,700円(9月分)

●コピー機リース代

領 収 書

BA 105017

会員番号 [Redacted]

令和3年10月14日

石原 朝子 様

令和3年9月27日口座振替分

(御契約者 様分)

但し

収入印紙

金額 ¥7700

手形・小切手 通

上記金額正に領収致しました

上 記 内 訳	クレジット返済金						
	貸付元本						
	貸付利息						
	リース料					7700	
	遅延損害金						
	回収費用						

小切手(手形)番号
 振出日 年 月 日 振出人
 支払銀行店名(小切手のみ)
 支払期日(手形のみ) 年 月 日~ 年 月 日

貸金業者登録番号 近畿財務局長(特)第00810号

株式会社 アプラス (5)

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号 取扱店

元本残高

未払利息

金額訂正のもの及び担当者印なきものは無効とします。

オペレーションセンター
06-6368-7254

担当者印



充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 7,700円(10月分)

●コピー機リース代

領 収 書

BA 104095

会員番号 [Redacted]

令和3年11月16日

石原 朝子 様

令和3年10月27日口座振替分

(御契約者 様分)

但し

収入印紙

金額 ¥7700

手形・小切手 通

上記金額正に領収致しました

上 記 内 訳	クレジット返済金						
	貸付元本						
	貸付利息						
	リース料					7700	
	遅延損害金						
	回収費用						

小切手(手形)番号
 振出日 年 月 日 振出人
 支払銀行店名(小切手のみ)
 支払期日(手形のみ) 年 月 日~ 年 月 日

貸金業者登録番号 近畿財務局長(特)第00810号

株式会社 アプラス (5)

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号 取扱店

元本残高

未払利息

金額訂正のもの及び担当者印なきものは無効とします。

オペレーションセンター
06-6368-7254

担当者印



事務費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 7,700円 (//月分)

●コピー機リース代

領 収 書

BA 105438

会員番号

令和3年12月15日

石原 朝子 様

令和3年11月29日口座振替分

(御契約者

様分)

但し

収入印紙

金額 ¥7700

手形・小切手 通

上記金額正に領収致しました

上 記 内 訳	クレジット返済金						
	貸付元本						
	貸付利息						
	リース料					7700	
	遅延損害金						
	回収費用						

小切手(手形)番号

振出日 年 月 日 振出人

支払銀行店名(小切手のみ)

支払期日(手形のみのみ) 年 月 日~ 年 月 日

貸金業者登録番号 近畿財務局長(5)第00810号

株式会社 アプラス (5)

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号

取扱店

元本残高

未払利息

金額訂正のもの及び担当者印なきものは無効とします。

オペレーションセンター
06-6368-7254

担当者印



充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 7,700円 (1/2月分)

●コピー機リース代

領 収 書

BA 105599

会員番号

令和4年1月7日

石原 朝子 様

(御契約者

様分)

但し

収入印紙

金額 ¥7700

令和3年12月27日口座振替分

手形・小切手 通

上記金額正に領収致しました

上 記 内 訳	クレジット返済金						
	貸付元本						
	貸付利息						
	リース料					7700	
	遅延損害金						
	回収費用						

小切手(手形)番号

振出日 年 月 日 振出人

支払銀行店名(小切手のみ)

支払期日(手形のみのみ) 年 月 日~ 年 月 日

貸金業者登録番号 近畿財務局長(5)第00810号

株式会社 アプラス (5)

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号

取扱店

元本残高

未払利息

金額訂正のもの及び担当者印なきものは無効とします。

オペレーションセンター
06-6368-7254

担当者印



事務費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 7,700円 (/月分)

●コピー機リース代

領 収 書 BA 106287

会員番号 [REDACTED]

令和4年2月17日

石原 朝子 様

(御契約者 様分)

金額 ¥7700

上記金額正に領収致しました

上	クレジット返済金								
	貸付元本								
記	貸付利息								
	リース料						7700		
内	遅延損害金								
	回収費用								

元本残高 _____

未払利息 _____

金額訂正のもの及び担当者印なきものは無効とします。

但し

令和4年1月27日口座振替分
手形・小切手 通

収入印紙

小切手(手形)番号
 振出日 年 月 日 振出人
 支払銀行店名(小切手のみ)
 支払期日(手形のみ) 年 月 日~ 年 月 日

貸金業者登録番号 近畿財務局長(5)第00810号

株式会社 アプラス (5)

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
取扱店

オペレーションセンター
06-6368-7254

担当者印



充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 7,700円 (2月分)

●コピー機リース代

領 収 書 BA 106828

会員番号 [REDACTED]

令和4年3月10日

石原 朝子 様

(御契約者 様分)

金額 ¥7700

上記金額正に領収致しました

上	クレジット返済金								
	貸付元本								
記	貸付利息								
	リース料						7700		
内	遅延損害金								
	回収費用								

元本残高 _____

未払利息 _____

金額訂正のもの及び担当者印なきものは無効とします。

但し

令和4年2月28日口座振替分
手形・小切手 通

収入印紙

小切手(手形)番号
 振出日 年 月 日 振出人
 支払銀行店名(小切手のみ)
 支払期日(手形のみ) 年 月 日~ 年 月 日

貸金業者登録番号 近畿財務局長(5)第00810号

株式会社 アプラス (5)

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
取扱店

オペレーションセンター
06-6368-7254

担当者印

